

## 補助金調書

|   |  |   |        |              |                                      |  |
|---|--|---|--------|--------------|--------------------------------------|--|
| 補助金名  | 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(障がい児施設)   |   |        | 担当課<br>(連絡先) | こども未来局こども部こども発達支援課<br>(TEL 711-4178) |  |
| 交付先   | <input type="checkbox"/> 団体  | 民間社会福祉法人  |        | 区分           | その他の補助金                              |  |
| 交付先決定方法   | <input type="checkbox"/> 非公募   | (公募の場合)<br>公募時期   |        |              |                                      |  |
| (公募の場合)<br>応募要件                                 |  |   |        |              |                                      |  |
| (非公募の場合)<br>非公募の理由                              | 「当該事業を行っている又は補助目的を達成し得る団体が限定されるもの」に該当するため。   |   |        |              |                                      |  |
| 補助開始年度  | 昭和60   | 年度  | 経過年数   | 34           | 年度                                   |  |
| 補助金の目的<br>及び<br>補助対象事業                          | 社会福祉法人等が行う社会福祉事業の施設の新設・修理等に要する費用として独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る借入利子について、社会福祉協議会が補助金を交付する事業に対する福岡市からの補助金の交付  |   |        |              |                                      |  |
| 補助金の終期  | 令和2  | 年度  | 延長回数   | 1            | 回                                    |  |
| 終期を延長する理由                                       | 本補助金については、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金に掛かる利子の支払いに要する資金を補助することにより、社会福祉事業施設の整備促進及び社会福祉事業の振興を図ることを目的として実施しており、その目的達成及び性質上、基本的には借入金の償還完了まで、継続した補助が必要と考えているところである。なお、平成20年度以降は新規借入金に係る利子補助は行っており、また、平成37年度までにすべての法人が、借入金の償還を完了する予定である。 |   |        |              |                                      |  |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等                               | <input type="checkbox"/> その他   | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】<br>社会福祉協議会が補助の対象としたものの総額及び事務費<br>【市社協補助額】<br>・社会福祉法人等が当該年度に支払った機構借入金に係る利子額<br>(福岡県より利子補助を受ける社会福祉法人等については、当該利子のうち利率2.5%を超える部分を除いた額) |        |              |                                      |  |
| (間接補助の場合)<br>間接補助とする理由<br>及び再交付先への配<br>分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】<br>○間接補助とする理由<br>間接補助受給者が多数存在し、市で直接支給した場合、補助金交付に係る事務量の増加が著しいため。<br>○再交付先への配分基準、審査基準<br>社会福祉法人等が当該年度に支払った機構借入金に係る利子額(福岡県より利子補助を受ける社会福祉法人等については、当該利子のうち利率2.5%を超える部分を除いた額)を申請書類等にて確認し配分                           |   |        |              |                                      |  |
| 交付状況等<br>【上段:交付件数】<br>【下段:決算】<br>(※1)           | 当該年度   | 前年度   | 前々年度   | 前々々年度        |                                      |  |
|   | 件  | 3 件   | 3 件    | 3 件          |                                      |  |
|   | 127 千円   | 215 千円  | 336 千円 | 471 千円       |                                      |  |
| 前年度補助事業<br>の主な実施概要                              | 社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る利子について福岡市社会福祉協議会が補助を行う事業に対し補助金を交付したもの。  |   |        |              |                                      |  |
| 補助金交付<br>による効果                                  | 社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借入れた資金に係る利子を補助することにより、施設の設置運営にかかる経費を削減し、施設整備の促進を図るもの。  |   |        |              |                                      |  |

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。